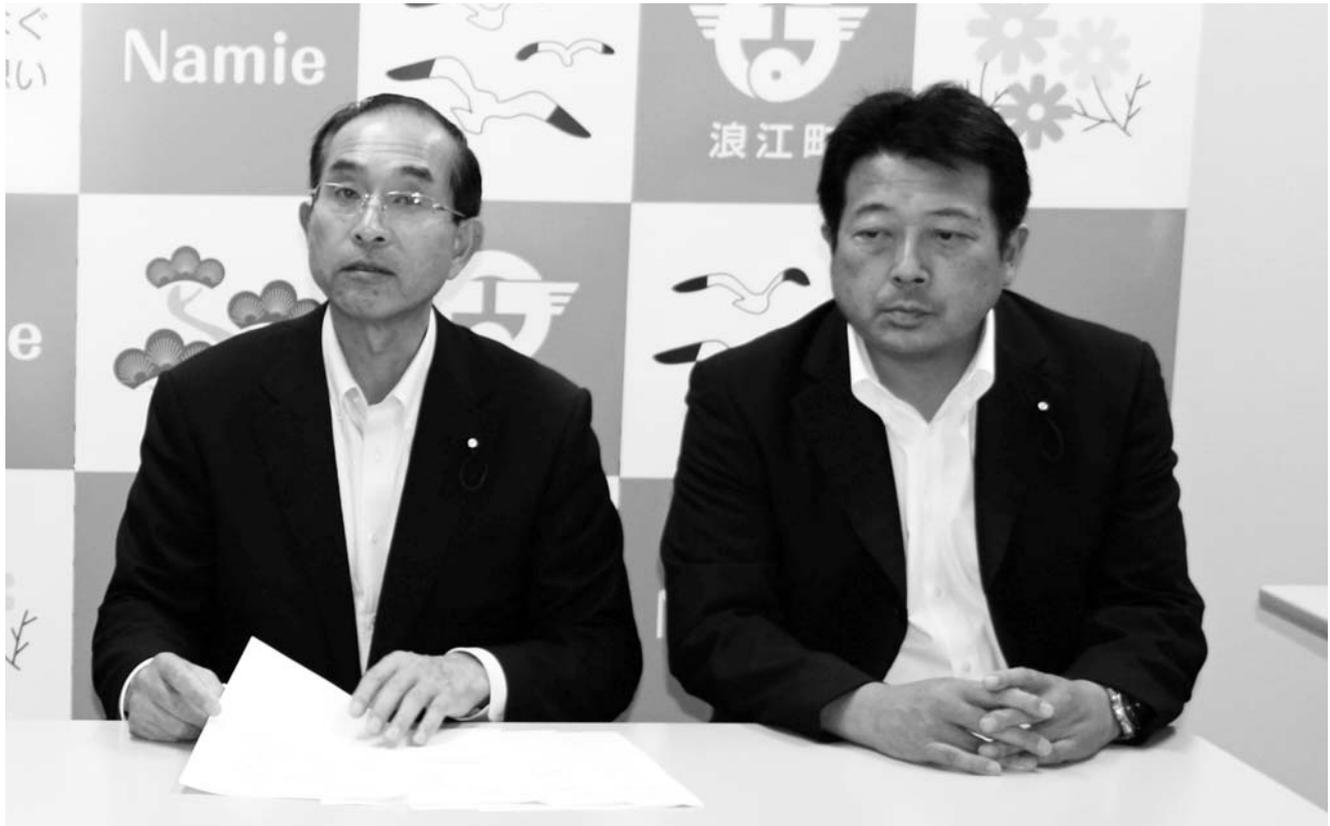


高市政調会長の暴言に抗議

緊急決議及び意見書採択



決議及び意見書について記者会見に臨む、小黒議長(左)、佐々木副議長

今回、浪江町議会6月定例会開催中に、自由民主党高市政調会長が、「悲惨な爆発事故を起こした東京電力福島第一原発事故によって死亡者が出ている状況ではない。」と発言しました。原発事故関連死が相次いでいる現状を、全く理解していない発言であり、到底看過出来る発言ではありません。

これを受け、今定例会最終日に、「自由民主党高市政調会長の暴言に抗議し被災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議」と、「政府の『原発事故収束宣言』の撤回を求める意見書」等を採用し、これら採択した決議及び意見書は、6月24日に関係機関へ送付しました。

■意見書とは……地方公共団体の公益に関し、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。地方自治法第99条に規定されており、議員が発案して本会議に諮り、議長名で関係機関に提出します。

■決議とは……決議の内容は、当該地方公共団体の公益に関する限り広範な問題も可能で、例としては、財物賠償に関する意思を表明するものなどがあります。意見書と同じように議員が発案して本会議に諮ります。意見書と違って法的な根拠はありません。

自由民主党高市政調会長の暴言に抗議し 被災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議

すでに明らかにされている通り、高市政調会長が過日の講演で「悲惨な爆発事故を起こした東京電力福島第一原発事故を含め、事故によって死亡者が出ている状況でもない。そうすると安全性を確保しながら活用するしかない」と発言したことに対し、被災者と県民から強い怒りと抗議の声が上がり、発言の撤回と謝罪をしたが当然である。

過日の発言には重大な問題が二つある。一つは、原発事故関連死が相次いでいる現実を知らな過ぎることである。6月18日現在避難生活で亡くなった災害関連死は、福島県内で1415人、すでに浪江町では273人が関連死と認定され、先が見えず自殺に追いこまれた町民もいる。また爆発直後は最悪の放射性物質の放出と爆発の危険から、津波被害者の救助活動が出来ず、助かった命も救えなかったという悲しい現実があったということである。二つは、「原発事故で死者はいない」という誤った認識に立ち、「そうすると、(原発を)活用するしかない」と原発の再稼働に結び付けた発言をしていることである。

爆発した東京電力福島第一原発の現実はいまだ事故収束の見通しが無いばかりか、生業も地域のコミュニティも壊され、家族がバラバラに暮らすなど、全町避難を余儀なくされている我々町民は、言葉に言い表せない苦痛と被害を受け続けており、原発の再稼働など被災者と県民の心を逆なでするものであり、決して容認できるものではない。

自由民主党高市政調会長に対する町民の怒りの核心は、政権党の政調会長という立場にありながら『福島を見ていない暴言であり、撤回で済む問題でない』ということである。

よって政権与党の政調会長というその職責の重さを認識され、改めて県民と被災者の前で明確な発言の撤回と謝罪を求めるものである。

以上決議する。

平成25年6月21日

福島県双葉郡浪江町議会

【提出先】 自由民主党総裁 安倍 晋三 様
自由民主党政調会長 高市 早苗 様

政府の「原発事故収束宣言」の 撤回を求める意見書

政府は、2011年12月16日、「原子炉は冷温停止状態になった」などとして「原発事故収束」を宣言した。しかし、事故の実態は以下のとおりである。

- 1、爆発した原子炉の燃料が溶け落ち、どうなっているかさえ確認できていない。
- 2、3月には冷却用電源の仮設配電盤がネズミ一匹で停電し、30時間も冷却が止まった。
- 3、原子炉建屋などに一日400トンもの高濃度汚染水がたまり続け、度々処理水が漏れ出すなどの重大事故を繰り返し、地下水や、汚染水の処理の見通しすら立っていない。

このような状況の下では原発事故収束などと言えないことは明らかであり、今のままでは政府、東電に対し不安と不信を抱かざるを得ない。

いま政府に求められていることは、「原発事故収束宣言」を撤回し、国の責任で世界の英知を結集し、一刻も早く真の事故収束に向け、全力で取り組むことである。そうしてこそ除染、賠償、健康管理と被災自治体の真の復興に向かう環境が整備されるものと確信する。

よって、われわれ町議会は、「原発事故収束宣言」を正式に撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

福島県双葉郡浪江町議会

【提出先】 衆議院議長 伊吹 文明 様 文部科学大臣 下村 博文 様
参議院議長 平田 健二 様 経済産業大臣 茂木 敏充 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様 環境大臣 石原 伸晃 様
内閣官房長官 菅 義偉 様 復興大臣 根本 匠 様

東京電力(株)から支払いを受ける 賠償金の非課税を求める意見書

東京電力福島第一原子力事故により、故郷を離れ県内外への避難を余儀なくされている約7万人といわれる人びとは、未だに帰還の目途さえ立っていません。また、避難地域をはじめ、風評被害に遭っている事業者などは、営業の再開はもちろん日々の経営の維持にさえ、困難をきたしています。

現在、福島原発事故の被害者に対し、東京電力から損害賠償金が不十分ながら支払われています。一方、国税庁は「営業損害のうち減収分（逸失利益）は課税対象」としているため、賠償金の一部を受け取った中小企業などからは、「全額が補償されている訳では無いのに、税金まで取られたらやっていけない」という声が起きています。

このままでは来春の確定申告期に、多くの零細事業者や農家が、損害賠償金に見合わない重税が課せられることで悩む事態が懸念されます。

2010年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染し、多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金などは非課税とする法案が施行されています。水俣病やオウム真理教事件の被害者に対する手当金についても法律で非課税となった事例もあります。

今回の東京電力福島第一原子力事故は国と東電の責任であり、個人・法人を問わず損害賠償のすべてを非課税とする法的措置を講ずるべきです。

以上の趣旨から、下記事項の実行を強く求めます。

記

1、東京電力から受け取る賠償金はすべて非課税とするよう法的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月21日

福島県双葉郡浪江町議会

【提出先】	衆議院議長	伊吹 文明 様	財務大臣	麻生 太郎 様
	参議院議長	平田 健二 様	経済産業大臣	茂木 敏充 様
	内閣総理大臣	安倍 晋三 様	復興大臣	根本 匠 様
	文部科学大臣	下村 博文 様		

国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償 請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書

記

第1 東京電力福島第一原子力発電所事故及びその被害の特殊性

1、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「本件原発事故」といいます。）は、我が国がこれまで経験したことのない未曾有の重大事故であり、広範囲の地域に、長期にわたり、深刻な影響を及ぼし続けています。旧警戒区域から福島県内の他地域に避難を余儀なくされた避難者は約9万8000人、県外への避難者は約5万5600人ともいわれ、いわゆる「自主的避難者」も含めれば、避難を余儀なくされた被害者の数は正確に把握することさえ困難です。そして、避難者は、生活基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティから隔絶された中で、経済的にも精神的にも困難な状況に置かれた状況が続いています。他方、放射性物質に汚染された地域にとどまって生活している人も、放射線被ばくを余儀なくされ、健康への影響に対する不安の中で、目に見えない被害を被り続けています。

このように、本件原発事故による被害は、生活全般にわたる深刻なもので、広範囲かつ長期間にわたり、生じています。

2、さらに、その被害は潜在性を有し、被害の範囲も、その内容も、未だ明らかになっていません。放射線被ばくの健康への影響について専門家の中でも意見が分かれ、特に低線量を長期間に亘って被ばくすることによる健康への影響についての一致した科学的知見が確立されていないことや、放射性物質の除去（除染）技術が確立しておらず、被害地域の復旧について明確な見通しが立たない状態にあることから、少なくとも現時点において、被害者が、自らの被害の全容を客観的に把握し、その被害に見合った賠償を求めることは不可能です。

（次頁に続く）

第2 特別の立法の必要性和許容性

- 1、加害者である東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、福島県からの公開質問状に対し、本年4月22日付回答書において、「…請求書やダイレクトメール等の送付により時効が中断するという考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務の存在を認識していることが前提となるため、仮払補償金をお支払いした方々…の損害賠償債務のうち、当該請求書等に記載された範囲で適用される」として本件原発事故に係る損害賠償請求権について民法724条前段の消滅時効の規定が適用されることを前提に、ごく限定された対象者に対し、ごく限定された範囲でのみ、適用が排除される旨、表明しています。
- 2、これに対し、東日本大震災にかかる原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続きの利用に係る時効の中断の特例に関する法律（以下「本件特例法」といいます。）によれば、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」といいます。）への和解仲介申立に時効中断効を付与し、和解が成立しなかった場合でも打ち切りの通知を受けた日から1ヶ月以内に裁判所に提訴すれば、和解仲介申立時に訴えを提起したものとみなされることとなります。

しかるに、上記のように、本件原発事故による被害は、深刻かつ広範で、いまだその全体像も明らかでなく、損害を確定することは現時点では不可能です。深刻な被害を被った被害者は、生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しが立たない人も多くいます。そのような被害者に、全損害について、短期間のうちに原紛センターに和解仲介手続きの申立て等の権利保全措置を講じることを求めるのは、不可能を強いるに等しいといわざるを得ません。現に、原紛センターによれば、同センターに申し立てた被害者は、上述の深刻かつ広範な被害にもかかわらず、平成24年末時点で1万3030名に過ぎず、未だ被害者が申し立てすできない状況にあることを示しています。ましてや、打ち切り通知から1ヶ月以内に訴状を作成し、証拠を整理して提訴することも極めて困難です。

したがって、本件特例法だけでは、被害者救済に未だ不十分といえます。

- 3、そもそも、未だ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、本件原発事故から3年以内に、自ら権利の保全措置を講ずるよう求めることは不可能を強いるものといわざるを得ません。特に高齢者や障がい者は、自ら声を上げること自体が困難であって、これをすべて救い上げるにはまだまだ時間が必要です。現在、本件原発事故に係る原子力損害賠償請求権に関連した裁判も係属しているところ、その結果を受けて初めて自ら被害者であることに気付く被害者もいるはずです。

本件原発事故は、上記のとおり、広範囲にわたり、極めて多数の被害者に対し、長期間にわたり、様々な被害を与える特殊な大事故であって、その被害者の現状を直視すれば、被害者側に民法724条前段が適用されない旨の主張立証責任を負わせることなく、これを救済する特別な立法措置を講ずることは当然ともいえます。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を可決する際の附帯決議として、政府及び関係者に対し、本年4月25日の参議院東日本大震災復興特別委員会では「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については、本件事故に起因する被害の特性として、継続性が認められるとともに長期間にわたるおそれがあること、被害の範囲及び状況が明らかになっていないこと並びに将来においてもその見通しが定かでないこと等に鑑み、すべての被害者について十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるように、消滅時効に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講ずること」が、本件特例法案を可決する際の付帯決議として、5月17日の衆議院文部科学委員会では、「東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講ずる」こと（5月28日の参議院文教科学委員会においても同旨附帯決議）が、それぞれ求められているところ、まさに本件立法措置が「必要な措置」であるというべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、少なくとも民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう求め、意見書を提出する。

平成25年6月21日

福島県双葉郡浪江町議会

【提出先】 衆議院議長 伊吹 文明 様
 参議院議長 平田 健二 様
 内閣総理大臣 安倍 晋三 様
 文部科学大臣 下村 博文 様
 財務大臣 麻生 太郎 様
 経済産業大臣 茂木 敏充 様
 復興大臣 根本 匠 様



記者会見後の質疑応答

● 町民との意見交換会 ●

浪江町議会は、3.11発災後県内外において住民懇談会を実施し、町民の窮状を取りまとめ議会活動を行ってきました。

今年度も、町民の生活再建や町復興などの政策作りのため、その基礎となる町民の意見を聞き、同時に、議会の今を知ってもらう事を目的に、町民との意見交換会を開催します。

【日 程 表】

月 日	時 間	場 所
7月30日(火)	14:00~16:00	原町区福祉会館 1階視聴覚室 南相馬市原町区小川町322-1 電話：0244-24-3415
7月31日(水)	14:00~16:00	桑折駅前仮設住宅 第2集会所 伊達郡桑折町字東段30
8月3日(土)	14:00~16:00	いわき市文化センター 4階大会議室(2) いわき市平字堂根町1-4 電話：0246-22-5431
	18:00~20:00	
8月4日(日)	14:00~16:00	つくば市役所 2階201会議室 茨城県つくば市苅間2530番地2 電話：029-883-1111
8月5日(月)	13:30~15:30	二本松市市民交流センター 1階多目的室 二本松市本町二丁目3番地1 電話：0243-24-1215
8月6日(火)	18:30~20:30	二本松市市民交流センター 1階多目的室 二本松市本町二丁目3番地1 電話：0243-24-1215
8月7日(水)	14:00~16:00	会津稽古堂 3階研修室5・6 会津若松市栄町3番50号 電話：0242-22-4700
8月8日(木)	14:00~16:00	ビッグパレットふくしま 3階中会議室B 郡山市南二丁目52番地 電話：024-947-8010
8月8日(木)	14:00~16:00	JAしらかわセレモニープラザ 研修室 白河市弥次郎窪29-1 電話：0248-24-5850
8月10日(土)	14:00~16:00	柏崎市文化会館アルフォーレ 1階マルチホール 新潟県柏崎市日石町4番32号 電話：0257-21-0010
8月10日(土)	14:00~16:00	仙台国際センター 1階小会議室1 仙台市青葉区青葉山無番地 電話：022-265-2211
8月10日(土)	18:30~20:30	アオウゼ 多目的ホール 福島市曾根町1番18号 MAXふくしま4階 電話：024-533-2344
8月11日(日)	10:00~12:00	えぼか(本宮市民元気いきいき応援プラザ) 2階中会議室 本宮市本宮字千代田60-1 電話：0243-63-2780
8月12日(月)	14:00~16:00	JA福島ビル 10階1001会議室 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 電話：024-554-3201
8月25日(日)	14:00~16:00	ときわ会館 5階501研修室 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21 電話：048-822-4411
8月31日(土)	14:00~16:00	東京ビッグサイト 7階701・702会議室 東京都江東区有明3-11-1 電話：03-5530-1111
8月31日(土)	19:00~21:00	大阪市立総合生涯学習センター 5階第1研修室 大阪市北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル 電話：06-6345-5000

【開催箇所地図】

▼原町区福祉会館



▼いわき市文化センター



▼桑折駅前仮設住宅

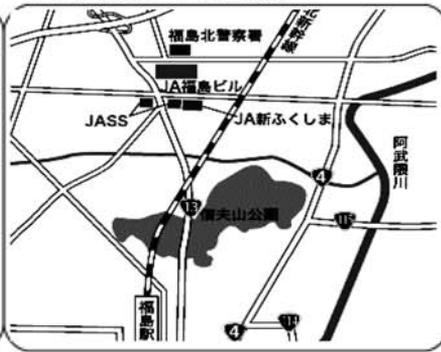


【開催箇所地図】

▼アオウゼ（福島市）



▼J A福島ビル（福島市）



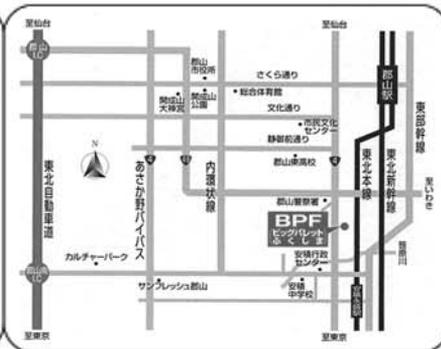
▼二本松市市民交流センター



▼えぼか（本宮市）



▼ビッグパレットふくしま（郡山市）



▼J Aしらかわセレモニープラザ



▼会津稽古堂（会津若松市）



▼仙台国際センター



▼柏崎市文化会館アルフォーレ



▼つくば市役所



▼ときわ会館（さいたま市浦和区）



▼東京ビックサイト（江東区）



▼大阪市立総合生涯学習センター



◎各会場とも、駐車場に限りがあります。相乗りや公共交通機関のご利用をお願いします。

◎避難されている町民への周知など、自治会等関係者のご協力をお願いします。